

2025年  
保存版

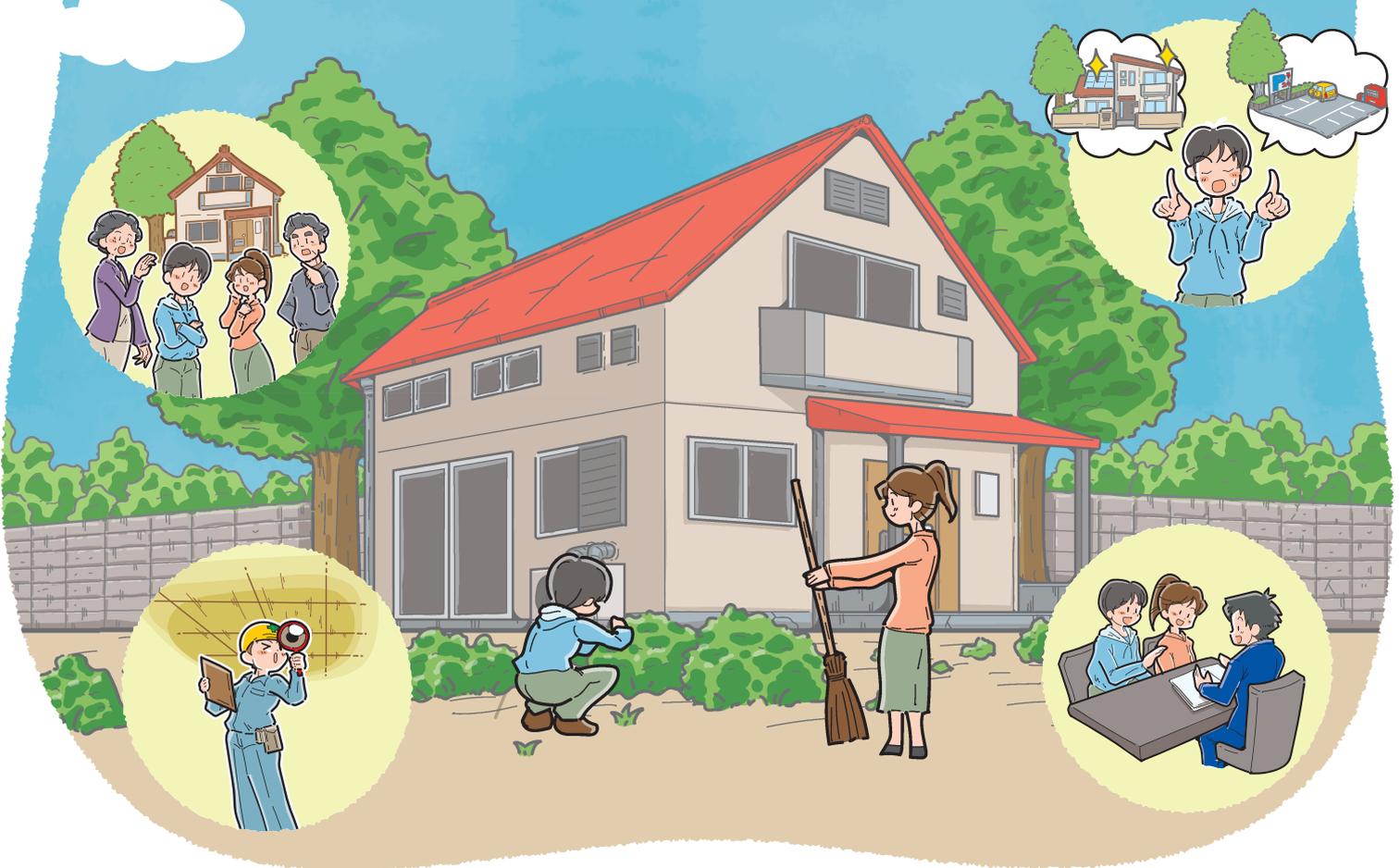
# 青梅市 空き家の手引き

空き家を適切に管理して  
3つのあんしんを手に入れよう！

トラブル・事故の  
回避

経済的負担の  
軽減

資産価値の  
維持



令和5年  
12月13日施行

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の  
一部が改正されました。



空き家リポーター「りのにや〜」

株式会社サイネックス



# もくじ 【 Contents 】



- 「空き家」を放置していませんか？ …… 2
- 空き家について考えてみましょう！ …… 4
- 我が家の将来を考えよう …… 6
- 空き家を所有することになったら …… 8
- 空き家バンク …… 9
- 空き家を管理する場合には …… 10
- 空き家を管理できない場合には …… 12
- 売却のこと …… 13
- 賃貸のこと …… 14
- 解体のこと …… 15
- 空き家等に関する補助事業 …… 16
- 「わが家」のエンディングノートを作成してみよう
  1. わたしのこと …… 17
  2. 家系図 …… 18
  3. 「わが家」のこと …… 19
  4. わたしの希望 …… 20



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

## 青梅市 空き家の手引き

令和7年3月発行

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 発行／制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

### 広告販売

株式会社サイネックス 西東京支店  
〒190-0003 東京都立川市栄町6丁目1番地の1  
TEL.042-538-1040

※掲載している広告は、令和7年2月現在の情報です。

〈 広 告 〉

土地が生きる 街が動く みんな笑顔になる



# 西和商事株式会社

師岡町 4-7-1 0428-24-1655

コインランドリー 新町店・東青梅店・千ヶ瀬店

## 空き家、1日だけ貸してくれませんか？

テレビドラマや劇場映画のロケ地として活用させていただきます



## 青梅西和ロケーションサービス

OME SEIWA LOCATION SERVICE



# 01 「空き家」を放置していませんか？

## 空き家とは

▶ 継続して居住や使用のない住居やその他の使用もなされていない建物や敷地のこと

## 空き家放置のリスク

青梅市では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「青梅市空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。



空き家を放置していると、**固定資産税が最大6倍になる!?**

空き家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。

また、法改正により勧告対象が拡大しています。

〈広告〉

総合解体

建物を壊して

いい未来をその地に贈ろう

解体工事は未来を創るスタートです

新

株式会社

一新技建



あきる野市瀬戸岡 148-1  
TEL. 042-533-3256  
<http://www.issin-giken.co.jp>

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認

良い

空き家の状態

悪い



適切に管理された  
空き家

管理不全空き家に  
認定

特定空き家に認定

窓や壁が破損しているなど管理  
が不十分な状態

1. 著しく保安上危険となるおそれのある状態
2. 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
3. 著しく景観を損なっている状態
4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



指導

助言または指導

指導に従わず勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例から除外され固定資産税が**最大6倍**になります。

勧告

勧告

勧告を無視した場合、改善命令が出され、従わなければ**50万円以下の過料**が科せられます。

命令

費用は  
所有者の  
負担

生命に関わるような緊急性の高い場合には命令等の手続きを経ずに**緊急代執行**を行う場合もあります。

代執行・  
緊急代執行

〈 広 告 〉

 **有限会社 FJworks**

東京都知事許可(般-6)第150721号  
産業廃棄物収集運搬許可番号  
東京都・埼玉県・神奈川県 201517号  
解体工事施工技士



解体から始まる  
住まいへの一歩

小さな解体から大きな解体まで  
一般のお客様も、お気軽にご相談ください。

青梅市新町 3-12-11  
TEL:0428-78-0058  
FAX:0428-78-0059

FJworks

検索

[good.kaitai.biz/fjworks](http://good.kaitai.biz/fjworks)



# 02 空き家について考えてみましょう!

## 空き家管理・活用実践フロー

知りたいことは  
何ですか?



我が家の  
将来について  
考えましょう!

P6・7  
参照

次世代への  
引き継ぎについて事前に  
考えましょう!

遺言書を残すなど、誰に家を  
引き継いでもらいたいかなど  
を明確にしておくことで、残さ  
れた家族が悩んだり、争うこと  
がないように準備することが  
重要です。

空き家を  
所有すること  
になりました

P8  
参照

空き家の  
所有者には管理責任が  
あります!

空き家を放置し続けると倒  
壊、火災等の危険性や防犯、衛  
生上の課題も生じます。  
空き家の所有者には法的に  
も管理責任があります。

空き家の  
使い方を  
考えましょう!

P8  
参照

家財処分、  
相続等について  
知りましょう!

空き家の使い方を決めるに  
あたっては家財の処分や相続  
手続き等の理解を深めることが  
重要です。また売却や賃貸の可  
能性がある場合には、事前に相  
談する不動産や空家バンクにつ  
いて調査しましょう。

< 広告 >

不動産売買 土地・建物・分譲・仲介

富國都市開発(株)

東京都知事(13)第33423号

青梅市今井 2-916 ☎ 0428-32-1628



**適切な管理を!**

当面はそのままにする場合でも、いずれは活用する(自分で住む、賃貸・売却する等)ときのために、適切な管理が必要です。



**有効に活用しましょう!**

空家バンク又は不動産業者を利用し、空き家の活用を考えましょう。併せて、改修や契約について考えることが重要です。



**壊すことも管理の一つ!**

倒壊の危険性の高い老朽化した空き家や管理が困難な空き家に対しては、取り壊しもご検討ください。



〈 広 告 〉



住まいの情報センター  
**有限会社住商**

東京都知事(8)第63650号

(社)全国宅地建物取引業保証協会会員 (社)東京都宅地建物取引業協会会員

■定休日 毎週水曜日・第3木曜日

■営業時間 AM9:30 ~ PM6:30

青梅市河辺町 10-12-37

**TEL 0428-24-6668**



## どのように次世代に引き継ぐか考えよう。

### ＞現在の登記を確認しよう。

土地や建物の所有権に関しては、不動産登記の義務付けがなかったため、従前所有者の名義のままになっていることがあります。

所有権を証明できなければ、次世代への適切な相続や活用ができなくなります。不動産登記の名義を確認し、現在の所有者になっているか確認しましょう。



### ＞相続人全員で話し合いをしよう(遺産分割協議)。

それぞれの相続人には法定相続分があります。遺産分割協議をしない場合、相続人の持分割合により相続登記を行います。遺産分割協議をすることにより、特定の相続人の単独名義や特定の共有名義とすることができます。ただし、遺産分割協議は相続人全員の同意が無ければ無効となりますので注意が必要です。

なお、話し合いがまとまらない場合、家庭裁判所にて遺産分割調停により解決を図る方法もあります。



### ＞困ったときは専門家に相談しよう。

不動産登記の確認や相続税の計算、相続人の権利関係、遺言書の作成に関しては、専門的な知見が必要です。それぞれの悩みに応じて、法務局、税理士、弁護士、司法書士などの専門家に相談しましょう。

## 空き家に関する相談窓口

空き家に関する  
相談への対応

空き家に関する相談は、「適切な管理」と「利活用」の二つに区分されます。空き家の利活用については、空き家が発生した時点で、利活用等の相談を受けられるように関係課と連携しています。

また、管理不十分な空き家の相談は、関係課や協議会、関係団体と連携・相談し対応します。

相談窓口

都市整備部 住宅課 住宅政策係

TEL.0428-22-1111 (内線2529・2533)



## 意思表示をしておこう。

家や土地など分割が難しい相続財産をめぐるトラブルを防止するため、家族間での話し合いや遺言書の作成など、次世代に引き継ぐための準備を行いましょう。

遺言書には、一般的に「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。それぞれの特徴を理解して、最適な形式を選びましょう。



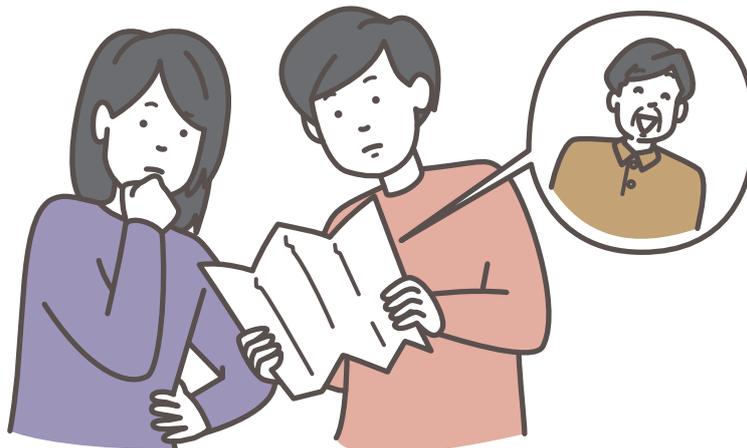
	自筆証書遺言		公正証書遺言
作成方法	遺言者本人の自筆で記述 ※パソコンでの作成は無効だが、財産目録の作成には使用可能		遺言者本人が公証人に口頭で遺言内容を伝え、公証人が文章にまとめます。実印・印鑑証明書、登記簿謄本などが必要
証人	不要		2人必要
保管場所	自宅等で保管	法務局で保管	原本は公証役場
検認手続※	必要	不要	不要
費用	不要	必要(3,900円)	必要(財産価格による)
メリット	手軽に作成でき、費用がかからない ※遺言書を法務局で保管する場合は費用がかかります		<ul style="list-style-type: none"> <li>●無効になりにくい</li> <li>●紛失などのリスクがない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文意不明等で無効になることがある</li> <li>●自宅での保管は紛失・隠匿・偽造のリスクがある</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●費用・手間がかかる</li> <li>●証人が2人必要</li> </ul>

※検認手続：家庭裁判所で遺言書の状態や内容を確認すること

! check! |

### 自筆証書遺言書保管制度について(法務省)

手続きの流れや、制度の内容を詳しく知りたい場合は法務省ホームページをご確認下さい。



# 04 空き家を所有することになったら

## 相続登記をしよう。

▶ 親族の死亡等により空き家を相続した場合は、相続人への名義の変更(相続登記)を行きましょう。相続登記がされず、前所有者(故人等)の名義のままになっていると売買などで支障となります。きちんと相続登記を済ませておきましょう。

### 手順① > 必要な情報を収集しよう。

- 固定資産全部証明書(名寄帳)等を取得  
→各市区町村にて
- 相続人確定のための戸籍を取得→各市区町村にて
- 空き家の名義人を調べるための登記事項証明書を取得→法務局にて

### 手順② > 引き継ぐ人を決める

遺言または遺産分割協議(相続人で話し合い)で引き継ぐ人を決めましょう。

### 手順③ > 申請書、添付書類を用意の上、法務局へ登記申請をしよう。

ご自身で相続登記をすることが難しい場合、登記の専門家である司法書士に依頼することもできます。

### 手順④ > 法務局の審査を経て、問題無ければ相続登記が完了します。

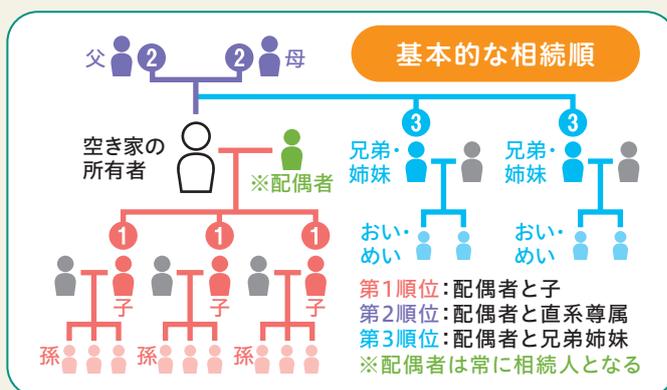
### > 相続はどうなるの?(法定相続について)

基本的な相続の順番は、下図のようになります(法定相続)。遺産は、まず第1順位の相続人に相続権があり、子がない、又は相続放棄をした場合には、次の順位の相続権がある人が相続人となります。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

▶ オンラインでの申請も可能です

不動産を相続したと知ってから3年以内に正当な理由なく登記・名義変更手続きを行わなかった場合は、10万円以下の過料が科されるおそれがあります。



### 戸籍証明書の請求が便利になりました。 令和6年3月1日施行

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書等が請求できます。

- ・本籍地のある遠方に行かなくてもOK!
- ・ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にとまとめて請求可能!



詳細はこちら

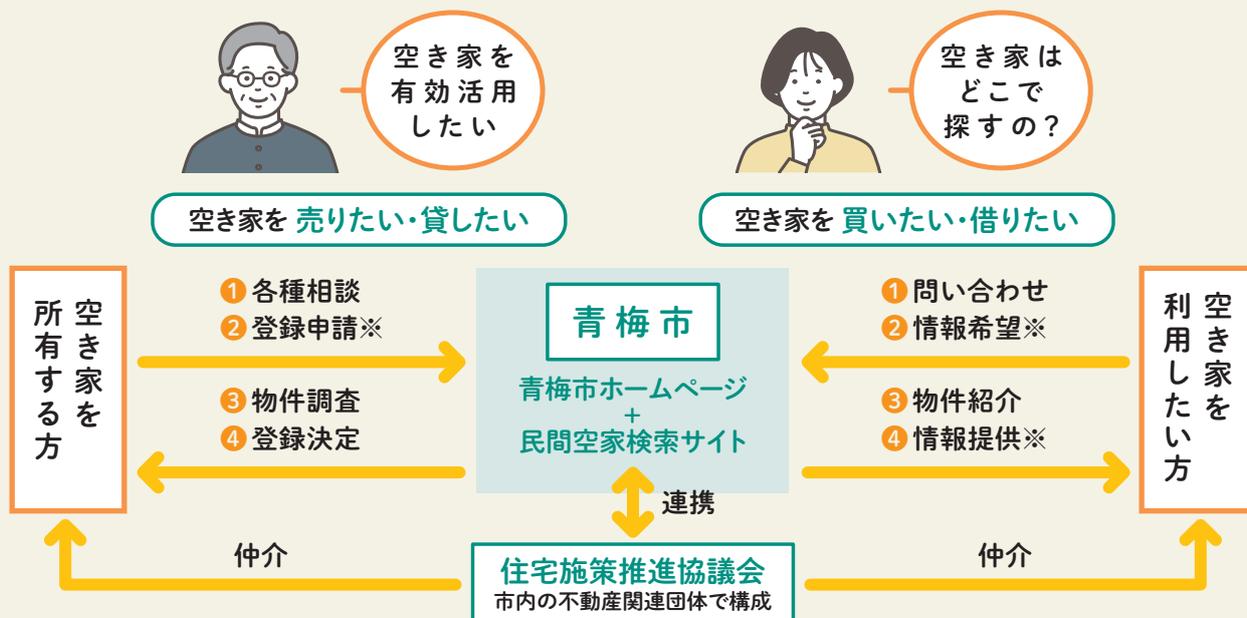


# 05 空家バンク

## 住まなくなった家を空家バンクに登録しませんか？

### 空家バンク制度とは

空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空家バンクに登録した物件情報は青梅市のサイト等で掲載し、広く情報発信をします。



※青梅市の空家バンクでは「非公開物件」の取り扱いも行っています ㊞

「非公開物件」とは、空き家の売却や貸し出しの情報をホームページ等で公開せず、希望者にのみ情報提供を行っている物件です。

▷空き家を所有する方にとって、気軽に自身の空き家を売り出し・貸し出しやすくなっています。

▷空き家を利用したい方は、青梅市のホームページに掲載がなくても募集中の物件がある場合がありますので、ぜひ青梅市住宅課へお問い合わせください。

空き家に関する相談やお問い合わせは…  
青梅市住宅課住宅政策係(5階)

TEL.0428-22-1111 内線2529・2533



〈 広 告 〉



# LIXIL不動産ショップ

## 株式会社 三愛

SINCE 1973

賃貸・売買・建築・リフォーム・不動産コンサルティング・相続

**空室対策は三愛におまかせください**

**0428-24-3300**

青梅市河辺町10-16-19  
営業時間：9：00～18：00  
定休日：毎週水曜日



## 近隣に迷惑をかけないようにしよう。

## ＞ 空き家は定期的な点検と管理が大切です！

人が出入りをし、適切に管理することで建物の老朽化の抑制につながります。具体的には定期的な通風、換気、通水、掃除を行うことで老朽化の進行を抑制することができます。

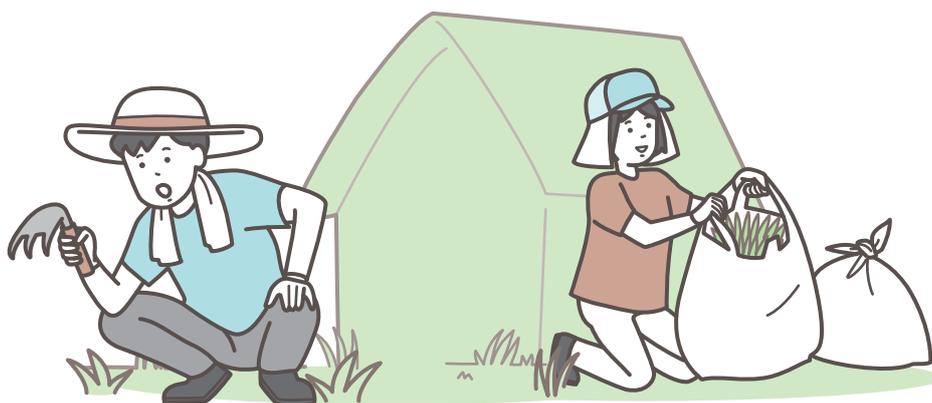
次の作業項目を参考に、月1回程度の頻度でできるだけこまめに取り組むようにしましょう。

また、大雨や台風、地震のあとは、建物に被害がないか必ず点検しましょう。



## ＞ 自分でできる管理方法

	作業項目	作業内容	
内部	通風・換気(60分程度)	<input type="checkbox"/> すべての窓・収納扉(押入れ・クローゼット)の開放 <input type="checkbox"/> 換気扇の運転	建物を傷めないためには、できるだけ頻繁に行いましょう
	通水(3分程度)	<input type="checkbox"/> 各蛇口の通水 <input type="checkbox"/> 各排水口に水を流す(防臭、防虫のため)	
	掃除	<input type="checkbox"/> 室内の簡単な清掃	
外部	郵便物整理	<input type="checkbox"/> ポスト、玄関に投函された郵便物・配布物の整理	ご近所の迷惑にならないよう念入りに行いましょう
	敷地内清掃	<input type="checkbox"/> 敷地内の落ち葉やごみの清掃	
	草取り 庭木の剪定	<input type="checkbox"/> 草取り、越境している枝やツルの剪定 <input type="checkbox"/> 庭木の剪定、消毒	
点検	雨漏りの有無	<input type="checkbox"/> すべての部屋に雨漏りがないか	大雨や台風、地震のあとは必ず点検を行いましょう
	建物の傷み	<input type="checkbox"/> 建物に傷んでいるところはないか	
	設備の傷み	<input type="checkbox"/> 水漏れなどがないか	



定期的に  
点検  
しましょう



## 空き家の傷み具合チェックシート

### 外部まわり

#### 屋根

・屋根材の異状  
(ズレ、割れ、さび、苔、ハガレ)

#### 軒裏

・軒天材の異状  
(シミ、汚れ、浮き、苔、ハガレ)

#### 雨とい

・水濡れ、ハズレ、ヒビ、割れ

#### 窓・出入口ドア

・ガラス、建付けの異状  
(割れ、ヒビ、開閉の不具合、  
傾き、施錠の不具合)

#### バルコニー

・床材、手すりの異状  
(破れ、虫食い、腐朽、反り、  
たわみ、さび、ぐらつき)

#### 外壁

・外壁材の異状  
(汚れ、色あせ、さび、苔、  
ハガレ、ヒビ)

#### 擁壁

・水抜き穴の詰まりの有無  
・ひび割れの有無  
・目地の開きの有無

#### 塀

・塀の異状(汚れ、傾き、崩れ)

#### 家まわり

・樹木、雑草の繁茂  
・害虫、害獣の発生

#### 土台・基礎

・基礎、土台の異状  
(ヒビ、割れ、傾き、腐朽、  
虫食い、蟻道)

### 内部・設備

#### 天井

・天井材の異状  
(ハガレ、たわみ、浮き、シミ、カビ)

#### 壁

・壁材の異状  
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、割れ)

#### 床

・床材の異状  
(ハガレ、浮き、シミ、カビ、  
割れ、傾き)

#### 室内ドア・障子

・建付けの異状  
(開閉の不具合、傾き)

#### 設備

・給水、排水の不具合  
(赤水、詰まり、臭い、水漏れ)

〈 広 告 〉

住まいのことなら  
大工兼一級建築士に  
お任せ下さい。

女性スタッフもおります。お気軽にご相談下さい。

**(株) 棚川工務店 ☎ 0428-20-1331**

一級建築士事務所 東京都知事登録 第57924号 〒198-0032 青梅市野上町2-267-16

一般建設業(般-2)第143564号

インテリア・福祉住環境コーディネーター取得

[ホームページ](#)

[棚川工務店](#)

[検索](#)



## 空き家の売却、賃貸を検討しよう。

▶ 今後使用する予定が無く、空き家の維持管理ができない場合、売却、賃貸などを検討する必要があります。特に老朽化が進んだ建物は、修繕や改修に要する費用が大きくなりますので、以下を参考に早めに売却や賃貸などを検討しましょう。

### ▶ 売却・賃貸の準備 家財道具や残置物の整理、処分をしよう。

空き家の売却、賃貸、解体などをお考えの場合、空き家の中にある家財や荷物を整理することが必要です。

早い段階から整理を進めることにより、その後の活用を円滑に進めることができます。

なお、遺品や仏壇などがあり、自力で処分することが困難な方は、民間の家財整理専門業者や仏具店等を活用するのの一つの方法です。

### ▶ 売却・賃貸の検討 不動産業者に相談しよう。

#### ● 売却

不動産業者との媒介契約により仲介を依頼するのが一般的です。また、業者が買取り、リフォーム後に販売する買取再販も多くなっています。事業者によって価格が異なることも多いので、複数の不動産業者に査定してもらいましょう。

#### ● 賃貸

空き家は、リフォームしてから賃貸するのが一般的です。

また、近年、借り手が自由にリフォームすることを許容して賃貸するケースもでてきています。

方法によって、それぞれメリット・デメリットがありますので、地元の不動産業者に相談しましょう。



### ▶ 売却・賃貸が困難な場合 解体を検討しよう。

売却・賃貸が困難な空き家については、解体をして駐車場などとして「土地」を活かすといった方法もあります。

土地活用の可能性は、土地の周辺状況などによって異なります。解体を行う前に建築士や不動産業者へ相談しましょう。

### ▶ 相談窓口の活用

青梅市では青梅市住宅施策推進協議会との共催で、青梅市定例住宅相談会を開催しています。月ごとにテーマを設け、住宅に関するお悩み相談会を行っています。

#### 青梅市定例住宅相談会について

お問い合わせ 都市整備部住宅課住宅政策係

TEL.0428-22-1111 (内線2529・2533)



### 相続した土地を国が引き取る制度が始まりました

令和5年4月27日より、相続した土地を国が引き取る「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。これは、相続等によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣（窓口は法務局）の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることができる制度です。詳しくは法務省ホームページでご確認ください。



# 08 売却のこと

## メリットは?デメリットは?どう売るのが?

### > メリット

- 維持管理にかかる手間とお金が不要
- 一時的にまとまったお金が得られる
- 現金化することで遺産分割しやすくなる
- 経年劣化による将来下落するリスクの回避



### > デメリット

- 思い入れがある建物が失われる
- 希望価格で売れない可能性
- 境界確認など手間や経費が掛かる可能性



### 専門家が一緒に考えます(相談から売却までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者

#### 1 まずは不動産業者に相談

売却条件をざっくりばらんに相談



#### 5 広告

販売活動を行います



#### 2 物件調査

売却予定物件を調査します



#### 6 売買契約の交渉

購入希望者と契約条件を交渉します



#### 3 価格査定

物件を査定した価格が提示されます



#### 7 売買契約の締結

契約条件など合意ができれば契約



#### 4 媒介契約の締結

売却を依頼します



#### 8 売却

売買代金の受領と同時に買主に物件を引き渡します



< 広告 >

## 有限会社セイワ共販



不動産売買・賃貸物件の仲介

賃貸管理業務・コンサルティング

青梅の不動産売買・賃貸のことなら

空き家に関するお問い合わせも

セイワ共販へ

東京都知事免許(7)第70789

青梅市大門 1-484-1

☎0428-31-5691

info@seiwakyohan.co.jp

LINEからも情報発信!



# 09 賃貸のこと

## メリットは?デメリットは?どう貸すの?

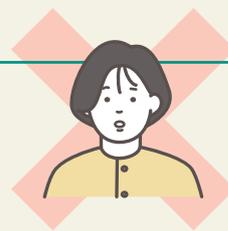
### ▶ メリット

- 家賃収入が得られる
- 建物(資産)を持ち続けられる
- 担保にできるため融資が受けられる
- 換気や通水などの管理が不要になる



### ▶ デメリット

- 入居者がいない場合には収入が得られない
- 入居者とトラブル(家賃滞納等)のリスク
- リフォームする場合には経費が掛かる



専門家が一緒に考えます(相談から賃貸までの流れのイメージ)



所有者



不動産業者



建築士等

### ① まずは不動産業者に相談

物件の調査も行います



### ④ 媒介契約の締結

賃貸の仲介を依頼します



### ② 物件調査(リフォームする場合)

▶ リフォームを行わない場合は④へ

- 賃貸予定物件を調査し、リフォーム計画を行う
- 計画が決まれば、見積書を作成



### ⑤ 賃貸契約の締結

不動産業者の仲介により入居者と契約



### ③ リフォーム

見積書を確認し建築士等にリフォームの依頼



### ⑥ 賃貸開始

所有者が、建物と入居者を管理するのか?

不動産業者にお願いするのか?相談してください



〈広告〉

# 解体 工事

株式会社グロウス

にお任せください!

建設業 東京都知事許可(般)第147685号

建物解体
空き家解体
内装解体

内装

木造

鉄骨造

解体

RC造

グロウスは、東京・埼玉・神奈川を中心に  
施主様のニーズにお応えする解体工事を行います。  
狭い現場でも解体対応可能!経験豊富な自社スタッフが施工いたします。  
現地調査、見積無料!お気軽にお問合せ下さい。

株式会社グロウス 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原 10-18

TEL.042-533-4092 090-2537-6650

# 10 解体のこと

## 空き家の解体のメリットは?デメリットは?

### ▶ メリット

- 土地を売却しやすくなる
- 土地を売却し現金化することで遺産分割しやすくなる
- 維持管理にかかる手間とお金が不要



### ▶ デメリット

- 解体経費が必要となる
- 固定資産税の特例措置が適用されなくなる
- 解体した土地に再建築できない場合がある



専門家が一緒に考えます(相談から解体までの流れのイメージ)



所有者



建築士等

#### 1 まずは解体業者に相談

見積り依頼を行います



#### 2 物件調査

現地調査します



#### 3 見積り

調査結果に基づき、見積書を作成します



#### 4 解体工事契約の締結

見積金額や内容を確認し契約します



#### 5 工事準備

施工計画や近隣対策などを行います



#### 6 建物内残存物の整理や処分

電気、ガス等の業者連絡  
衣類や家具などの移動や処分



#### 7 近隣への挨拶

騒音や振動等が伴う工事なので、ご近所に挨拶されるとよいでしょう(解体業者が代行される場合もあります)



#### 8 解体

工事完了  
現地確認し、工事代金を支払います



⚠ 解体した建物は、滅失登記をしましょう



- 解体経費の見積りは、費用や内容が適正かどうかの確認のため、複数業者に依頼しましょう。
- 解体後の土地利用も一緒に考えます。

〈 広 告 〉

# 有限会社 青光興業

建設業許可(般-2)123801 産業廃棄物収集運搬業許可第108371号

解体工事

駐車場舗装工事

不用品処分

外構工事

樹木伐採



青梅市成木3-44-1

受付時間 8:00~17:00

定休日 日曜・祝日

☎0428-74-9130



青梅市では、家屋のリフォームや家財道具片付けに対して次の補助事業を実施しています。補助事業を利用したい、内容を詳しく聞きたいという方は青梅市住宅課までご連絡ください。

## 青梅市の補助金について(令和7年2月現在の補助制度)

### 空き家に関する補助金について

#### 空家バンクにかかる補助制度

##### ● リフォーム費用補助(購入)

青梅市空家バンクに物件登録されている空家等を取得し新たに居住するために行う、住宅の修繕、改築または改修に対して補助を行います。

空家等を取得した方への補助(移住者)……………補助上限 100万円 補助率 対象経費の2/3

空家等を取得した方への補助(移住者以外)…補助上限 50万円 補助率 対象経費の1/2

##### ● リフォーム費用補助(賃借)

青梅市空家バンクに登録されている空家等を賃貸借契約に基づき借り受け、居住または事業活動に使用するための賃借費用に対して補助を行います。

空家等を賃借した方への補助(移住者)……………補助上限 20万円 補助率 対象経費の2/3

空家等を賃借した方への補助(移住者以外)…補助上限 10万円 補助率 対象経費の1/2

##### ● 家財道具等片付け等費用補助

青梅市空家バンクに物件登録する際に、空家等で使用されず放置された状態の電化製品、家具、寝具、生活雑貨その他家財道具片付けや片付けで発生した不要物の処分に対して補助を行います。

空家等を所有する方への補助……………補助上限 50万円 補助率 対象経費の1/2

##### ● 空家等活用支援補助

空家等を地域の交流拠点として活用するための改修工事ならびに改修工事に付帯する備品の購入および設備に対しての補助を行います。

空家等を活用する方への補助(市の行う移住・定住促進施策と連携する事業)

……………補助上限 100万円 補助率 対象経費の2/3

空家等を活用する方への補助(自由提案型事業)

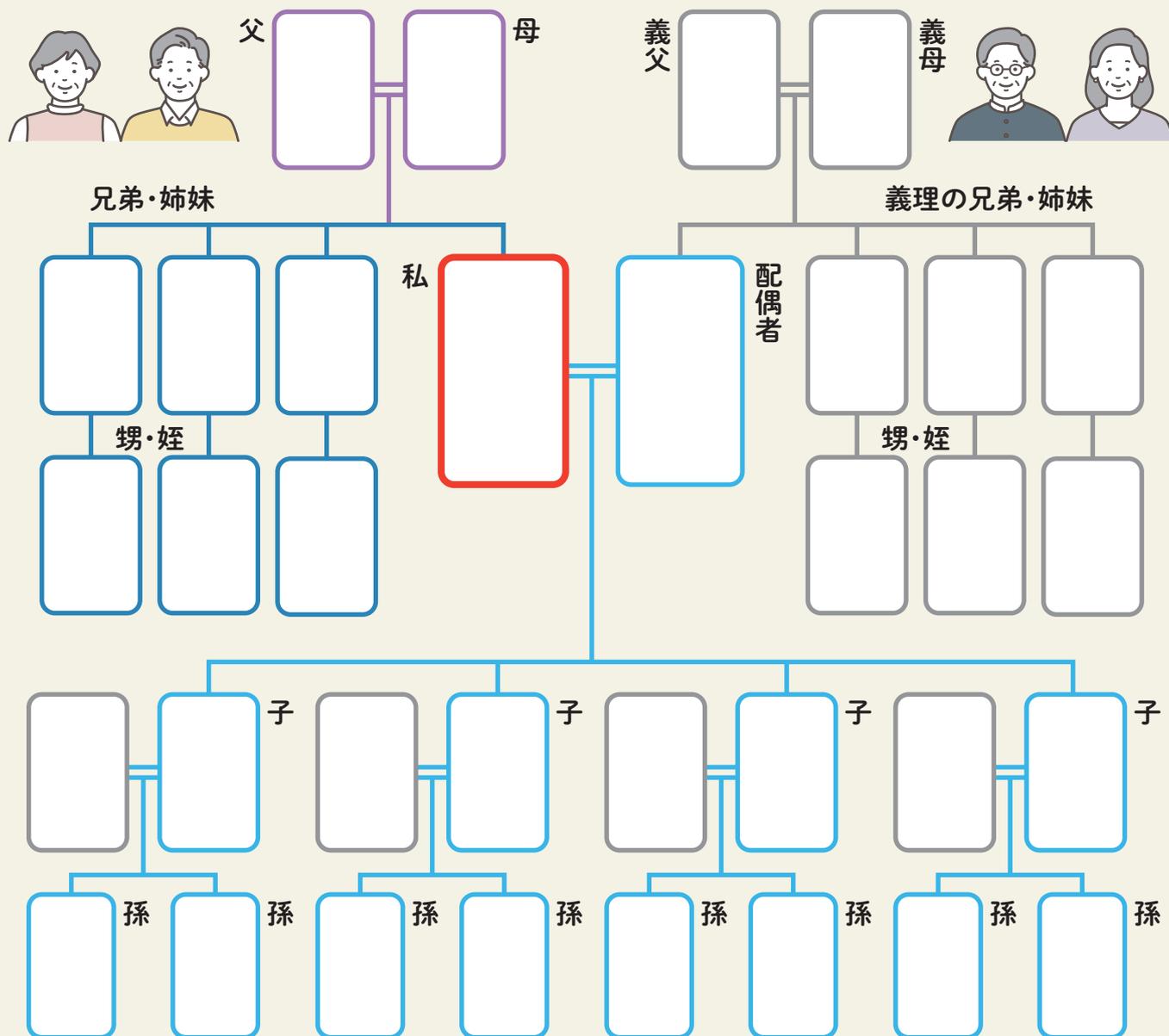
……………補助上限 50万円 補助率 対象経費の1/2





## 2. 家系図（思い出せる範囲で書いてみましょう）

相続人にあたる方を整理するためのものです。



### 3. 「わが家」のこと

※近隣との申し合わせ事項や建て替えの条件など、その他伝えておきたい事項を備考欄に書きましょう。



#### ● 土地について

	所有地 (地番)	所有者 (共有の場合は持ち分も)	備考
1			
2			
3			

#### ● 建物について

	所有地 (地番)	所有者 (共有の場合は持ち分も)	備考
1			
2			
3			

〈 広 告 〉

**お見積り無料**

**『遺品整理・生前整理』専門**

**不用品回収・引越前後の整理 / 片付け**

**福田商会**

**0120-80-1230**

小金井市貫井北町 1-7-33

産業廃棄物収集運搬業許可 第13-00-191159号  
一般廃棄物収集運搬業許可 小金井市 小環ご発第210号 許可番号 第157号  
一般廃棄物収集運搬業許可 武蔵村山市 武収第4824号の2 許可第63号  
一般廃棄物処理業 西東京市 許可番号一廃第30-39号  
古物商許可証 東京都 308890105609号

**042-382-1230**

<https://www.fukuda-shokai.net>

## 4. わたしの希望

現在のお住まいについて、これからどうしたいかを書いておきましょう。



生きている間

亡くなった後

〈 告 告 〉

不動産の  ことなら

有限会社 **さくらホーム**

営業時間 AM9:00 ~ PM6:00 〒198-0036 青梅市河辺町7丁目6番地の19

定休日 毎週水曜・日曜 ■お気軽にお問合せください

☎ **0428-30-1277** <http://www.sakurahomes.co.jp>  
E-mail: [info@sakurahomes.co.jp](mailto:info@sakurahomes.co.jp)

東京都知事免許(6)第78440号 (社)東京都宅地建物取引業協会会員 (社)全国宅地建物取引業保証協会会員



# 青梅市 空き家の手引き

